

そ の 他

36. 市税の税率等(令和6年度)

税目		賦課期日	納税義務者	課税標準及び税率																																					
市民税	個人	1月1日	市内に住所を有する個人 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者	○均等割 3,000円 ○所得割 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>課税標準額</td> <td>税率</td> </tr> <tr> <td>一律</td> <td>6%</td> </tr> </table>				課税標準額	税率	一律	6%																														
課税標準額	税率																																								
一律	6%																																								
法人	市内に事務所又は事業所を有する法人 上記以外で寮等を有する法人	○均等割 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記に掲げる法人以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </table> ○法人税割 法人税額の8.4%				資本等の金額	従業者数	税率	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000円	〃	50人以下	160,000円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円	〃	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円						
資本等の金額	従業者数	税率																																							
50億円超	50人超	3,000,000円																																							
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円																																							
10億円超	50人以下	410,000円																																							
1億円超 10億円以下	50人超	400,000円																																							
〃	50人以下	160,000円																																							
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円																																							
〃	50人以下	130,000円																																							
1千万円以下	50人超	120,000円																																							
上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円																																							
固定資産税		1月1日	土地・家屋・償却資産の所有者	賦課期日における評価額の1.4% ただし、土地については負担調整等による課税標準額の1.4%																																					
軽自動車税		4月1日	原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の所有者(使用者)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle; text-align: center;"> 乗用 軽自動車 </td> <td colspan="2">四輪以上</td> </tr> <tr> <td>特定小型</td> <td>2,000円</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle; text-align: center;"> 乗用 自家用 </td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>2,000円</td> <td>※1 8,200円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>2,400円</td> <td>※2 6,900円</td> </tr> <tr> <td>三輪以上</td> <td>3,700円</td> <td>7,200円</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2">小型特殊</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪の小型自動車</td> </tr> <tr> <td>二輪</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>三輪※1</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>三輪※2</td> <td>3,900円</td> </tr> </table>				50cc以下	2,000円	乗用 軽自動車	四輪以上		特定小型	2,000円	乗用 自家用	5,500円	90cc以下	2,000円	※1 8,200円	125cc以下	2,400円	※2 6,900円	三輪以上	3,700円	7,200円	小型特殊		農耕作業用	2,400円	その他	5,900円	二輪の小型自動車		二輪	3,600円	三輪	3,100円	三輪※1	4,600円	三輪※2	3,900円
50cc以下	2,000円	乗用 軽自動車	四輪以上																																						
特定小型	2,000円		乗用 自家用	5,500円																																					
90cc以下	2,000円			※1 8,200円																																					
125cc以下	2,400円			※2 6,900円																																					
三輪以上	3,700円			7,200円																																					
小型特殊																																									
農耕作業用	2,400円																																								
その他	5,900円																																								
二輪の小型自動車																																									
二輪	3,600円																																								
三輪	3,100円																																								
三輪※1	4,600円																																								
三輪※2	3,900円																																								
貨物 自家用																																									
		市たばこ税			製造たばこの製造者・特定販売業者・卸販売業者	税率(1,000本あたり) 6,122円 (令和2年10月1日～令和3年9月30日まで) 6,552円 (令和3年10月1日～)																																			
		鉱産税			鉱物掘採鉱業者	鉱物の価格 1月の掘採鉱物価格200万円以下 0.7% 〃 200万円超 1.0%																																			
		入湯税			鉱泉浴場の入湯客	1人1日につき 150円 ただし日帰り入湯客は1人1日につき 50円																																			
		都市計画税		1月1日	都市計画用途地域内の土地及び家屋の所有者	固定資産税に同じ (都市計画用途地域内) 0.3%																																			

徴収方法及び納期限	備考																												
普通徴収 1期 7月1日 2期 9月2日 3期 10月31日 4期 1月31日	課税標準額=所得金額-所得控除額 個人市民税と個人県民税はあわせて賦課徴収する。 (県民税) ○均等割 2,000円(清流の国ぎふ森林・環境税 1,000円含む)																												
特別徴収 翌月の10日まで(毎月)	○所得割 <table border="1" data-bbox="790 444 1107 518"> <tr> <td>課税標準額</td> <td>税率</td> </tr> <tr> <td>一律</td> <td>4%</td> </tr> </table> ※令和6年度から賦課徴収 (国税) 森林環境税 1,000円	課税標準額	税率	一律	4%																								
課税標準額	税率																												
一律	4%																												
申告納付 事業年度終了後2か月以内																													
普通徴収 1期 4月30日 2期 7月31日 3期 12月25日 4期 2月28日	(免税点) 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																												
普通徴収 5月31日	<ul style="list-style-type: none"> 旧税率: 初度検査年月が、平成27年3月以前の車両、標準税率: 初度検査年月が、平成27年4月以降の車両、重課: 初度検査年月より13年経過した車両 燃費性能や排ガス低減性能に応じた特例(グリーン化特例) (初度検査年月の翌年度課税分のみ適用) <table border="1" data-bbox="647 1320 1314 1545"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>※A</th> <th>※B</th> <th>※C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> (※A) 電気自動車・天然ガス自動車(H30年規制適合車又はH21年規制からNox10%低減達成車) (※B) ガソリン車・ハイブリッド車(R2年燃費基準達成かつR12年燃費基準90%達成、H30年排出ガス基準50%低減達成車又はH17年排出ガス基準75%低減達成車) (※C) ガソリン車・ハイブリッド車(R2年燃費基準達成かつR12年燃費基準70%達成、H30年排出ガス基準50%低減達成車又はH17年排出ガス基準75%低減達成車)	車種区分		※A	※B	※C	三輪		1,000円	2,000円	3,000円	四輪	乗用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	—	—	貨物	営業用	1,000円	—	—	自家用	1,300円	—	—
車種区分		※A	※B	※C																									
三輪		1,000円	2,000円	3,000円																									
四輪	乗用	1,800円	3,500円	5,200円																									
	自家用	2,700円	—	—																									
貨物	営業用	1,000円	—	—																									
	自家用	1,300円	—	—																									
申告納付 毎月 翌月末日まで																													
申告納付 毎月 翌月15日～末日まで	※平成29年9月より課税対象となる事業所なし																												
申告納付 特別徴収義務者(経営者) 翌月15日まで(毎月)	課税免除: 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入場する者																												
固定資産税に同じ																													

37. 証明・閲覧等に関する調

(単位=件・%)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
納税證明	1 市・県民税	542	544	504	640	682
	2 固定資産税	44	42	29	29	56
	3 法人市民税	19	25	22	24	41
	4 軽自動車税	40	23	18	15	14
	5 車検用証明	1,528	1,310	1,312	1,170	563
	6 完納証明	229	356	300	237	414
所得関係	7 所得証明	1,119	824	830	674	555
	8 課税証明	268	243	273	328	178
	9 非課税証明	課税証明に含む	課税証明に含む	課税証明に含む	課税証明に含む	課税証明に含む
	10 所得課税証明	4,764	3,685	4,086	4,012	3,518
	11 扶養証明	34	7	6	63	0
	12 営業証明	57	50	60	52	38
不動産関係	13 評価証明	368	286	263	297	261
	14 評価通知	1,201	1,188	1,201	1,208	1,355
	15 公課証明	219	203	191	168	180
	16 評価・課税証明	197	180	208	195	264
	17 納税義務者証明	55	63	35	48	73
	18・22 名寄帳兼課税台帳の写し・閲覧	827	855	774	815	862
	19 固定資産課税台帳記載事項証明	6	5	10	2	1
	20・24 公図(地籍図)の写し・閲覧	326	376	426	472	385
	21 住宅用家屋証明	216	187	216	228	207
	23 土地課税台帳(抜粋)一覧表の閲覧	157	189	201	203	159
その他	25 その他	390	358	295	236	205
	相続税法58条通知	789	760	746	802	878
小計		13,395	11,759	12,006	11,918	10,889
支所申請		2,558	2,260	2,298	2,301	1,891
合計	件数	15,953	14,019	14,304	14,219	12,780
	前年比	86.9	87.9	102.0	99.4	89.9
	金額(円)	3,010,900	2,333,100	2,555,450	2,737,300	2,821,931
	前年比	77.6	77.5	109.5	107.1	103.1

※令和5年10月からコンビニ交付サービスによる件数を含む(当該件数は次頁参照)。

※令和5年11月からオンライン申請による件数を含む(当該件数は次頁参照)。

38. (再掲)コンビニ交付サービス・オンライン申請発行件数

(単位=件・%)牛・%)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	コンビニ	オンライン
納税証明	1 市・県民税	---	---	---	---	---	/	2
	2 固定資産税	---	---	---	---	---	/	0
	3 法人市民税	---	---	---	---	---	/	/
	4 軽自動車税	---	---	---	---	---	/	0
	5 車検用証明	---	---	---	---	---	/	1
	6 完納証明	---	---	---	---	---	/	0
所得関係	7 所得証明	---	---	---	---	---	42	0
	8 課税証明	---	---	---	---	---	30	0
	9 非課税証明	---	---	---	---	---	/	2
	10 所得課税証明	---	---	---	---	---	65	6
	11 扶養証明	---	---	---	---	---	/	0
	12 営業証明	---	---	---	---	---	/	/
不動産関係	13 評価証明	---	---	---	---	---	/	0
	14 評価通知	---	---	---	---	---	/	1
	15 公課証明	---	---	---	---	---	/	0
	16 評価・課税証明	---	---	---	---	---	/	0
	17 納税義務者証明	---	---	---	---	---	/	0
	18 名寄帳兼課税台帳の写し	---	---	---	---	---	/	1
	19 固定資産課税台帳記載事項証明	---	---	---	---	---	/	/
	20 公図(地籍図)の写し	---	---	---	---	---	/	0
	21 住宅用家屋証明	---	---	---	---	---	/	/
	23 土地課税台帳(抜粋)一覧表の閲覧	---	---	---	---	---	/	/
その他	25 その他	---	---	---	---	---	/	/
	相続税法58条通知	---	---	---	---	---	/	/
合計		---	---	---	---	137	13	
サービス対象証明書における割合		---	---	---	---	9.12%	0.43%	
前年比		---	---	---	---	-	-	
金額(円)		---	---	---	---	27,400	3,300	
前年比		---	---	---	---	-	-	

※令和5年10月からコンビニ交付サービス開始。令和5年度の割合はサービス開始月から算出した。

※令和5年11月からオンライン申請開始。令和5年度の割合はサービス開始月から算出した。

39. 税務職員数及び事務分掌

(令和6年4月1日現在)

課 係	職名及び人員							課の事務
	課長	課長補佐	係長	主任主査	主査	一般	係計	
税務課	税政係	1	1	1	-	1	1	3
	市民税係			1	-	4	2	7
	資産税係			1	1	5	2	9
	納税係			1	-	3	2	6
計 1課 4係	1	1	4	1	13	7	27	計27人